3　この款の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、1に定める条件が満たされた年の終了時までに限って維持することができる。

4　日本国は、十一年目の終了後は、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

5　日本国は、SG3品については、日本国の関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置を適用しない。

6　一年目が十二箇月未満である場合には、1(a)の規定の適用上、欧州連合からのSG3品について一年目において適用される1に定める発動水準については、その前の三会計年度の間の一の会計年度における欧州連合からのSG3品の輸入数量の合計のうち最大のものの百十五パーセントに、分母を十二とし、かつ、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定する。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第五款　ホエイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード措置

1　日本国は、第一款2の規定に従い、日本国の表の「注釈」の欄に「ＳＧ４＊」を掲げる品目に分類される原産農産品に対し、各年における欧州連合からの当該原産農産品の輸入数量の合計が次に定める発動水準を超える場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。

(a)　一年目については、二千メートル・トン（ただし、6に規定する場合を除く。）
(b)　二年目については、二千百三十三メートル・トン
(c)　三年目については、二千二百六十七メートル・トン
(d)　四年目については、二千四百メートル・トン
(e)　五年目については、二千五百三十三メートル・トン
(f)　六年目については、二千六百六十七メートル・トン
(g)　七年目については、二千八百メートル・トン
(h)　八年目については、二千九百三十三メートル・トン
(i)　九年目については、三千六十七メートル・トン
(j)　十年目については、三千二百メートル・トン
(k)　十一年目については、三千五百四十四メートル・トン
(l)　十二年目については、三千八百八十八メートル・トン
(m)　十三年目については、四千二百三十二メートル・トン
(n)　十四年目については、四千六百九十六メートル・トン
(o)　十五年目については、五千百四十八メートル・トン
(p)　十六年目については、五千六百六メートル・トン
(q)　十七年目については、六千六十四メートル・トン
(r)　十八年目については、六千五百二十二メートル・トン
(s)　十九年目については、六千九百八十メートル・トン
(t)　二十年目については、七千四百三十八メートル・トン
(u)　二十一年目以降の各年については、その前年の発動水準に五百七十三メートル・トンを加えたもの

2　「ＳＧ４＊」を掲げる品目に分類される原産農産品に関し、第一款3(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。

(a)　一年目から五年目までについては、二十九・八パーセント及び一キログラムにつき百二十円
(b)　六年目から十年目までについては、二十三・八パーセント及び一キログラムにつき百五円
(c)　十一年目から十五年目までについては、十九・四パーセント及び一キログラムにつき九十円
(d)　十六年目から二十年目までについては、十三・四パーセント及び一キログラムにつき七十五円
(e)　二十一年目以降については、

(i)　当該年の前年にこの款に規定する農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、従価税の部分について当該前年のものを一・九パーセント引き下げたもの及び従量税の部分について当該前年のものを一キログラムにつき十円七十銭引き下げたもの

(ii)　当該年の前年にこの款に規定する農産品セーフガード措置をとった場合には、従価税の部分について当該前年のものを一パーセント引き下げたもの及び従量税の部分について当該前年のものを一キログラムにつき五円引き下げたもの

3　この款の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、1に定める条件が満たされた年の終了時までに限って維持することができる。

4　日本国は、二十年目の後については、連続する三年間この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、この款の規定に基づく更なる農産品セーフガード措置をとってはならない。

5(a)　1の規定にかかわらず、日本国は、次のいずれかの要件が満たされる場合には、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

(i)　自国において脱脂粉乳が国内的に不足していること。

(ii)　自国において脱脂粉乳に対する国内需要の明らかな減少がないこと。

(b)　日本国がこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとる場合において、欧州連合が(a)に定める要件のいずれかが満たされていると信ずるときは、欧州連合は、次のことを行うことができる。

(i)　日本国に対し、日本国が(a)に定める要件のいずれも満たされていないと考える理由を説明するよう求めること。

(ii)　日本国に対し、当該年の残余の期間当該農産品セーフガード措置の適用を停止するよう要請すること。

6　一年目が十二箇月未満である場合には、1(a)の規定の適用上、一年目において適用される発動水準については、二千メートル・トンに、分母を十二とし、かつ、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定する。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第六款　ホエイ粉についての農産品セーフガード措置

1　日本国は、第一款2の規定に従い、日本国の表の「注釈」の欄に「ＳＧ４＊＊」を掲げる品目に分類される原産農産品に対し、各年における欧州連合からの当該原産農産品の輸入数量の合計が次に定める発動水準を超える場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。

(a)　一年目については、二千三百メートル・トン（ただし、5に規定する場合を除く。）
(b)　二年目については、二千四百五十六メートル・トン
(c)　三年目については、二千六百十一メートル・トン
(d)　四年目については、二千七百六十七メートル・トン
(e)　五年目については、二千九百二十二メートル・トン
(f)　六年目については、三千七十八メートル・トン
(g)　七年目については、三千二百三十三メートル・トン